1 学校の方針

本校の教育方針は、教育基本法の理念を踏まえ、次に掲げる教育目標を達成し、「誠実」「健康」で勤労と責任を重んじ、未来を切り拓く生徒の「生きる力」を培い、こころ豊かな産業人を育成することである。

- ①知・徳・体の基礎基本を養い、高い志を抱き夢の実現に努力する生徒を育てる
- ②社会の構成員として自覚と責任を持ち、誠実に主体的に協働する生徒を育てる
- ③心身共に健康で、専門高校としての特性を生かし社会に貢献する生徒を育てる

これらの教育目標を掲げ、心豊かな生徒の育成に邁進する学校現場において、いじめは決して起こってはならないものである。いじめは被害生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義な様々な活動を実現できるように、学校のみならず地域、関係機関とも連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために、ここに本校の『いじめ防止基本方針』を定める。

2 基本的な考え方

本校は島内唯一の専門高校であり、卒業生の約6割が島内外に就職している。入学生の中には、将来 の進路について高い目的意識を持っているものもいれば、そうでないものもいる。

そのため、学力や社会性の成長にかなりの個人差があり、その成長において未熟な生徒は自らの思いや考えを適切に表現できず、高校生活にうまく順応できない場合が多い。その結果、いじめ、暴力行為等の生徒指導上の問題行動を起こす傾向がある。問題行動の発生原因としては、規範意識の欠如や授業でのつまずき・学力不振などが考えられる。クラス内のコミュニケーション能力の未熟さによるストレスや悩みもその一因となっている。

そこで、より良い人間関係を築きいじめを未然に防止するため、以下の取り組みを行い、いじめ・暴力行為のないより良い学校づくりを推進する。

- ①アンケートや実態調査等により友人関係やストレスの度合いを把握する
- ②個人面談をおこなうだけでなく、普段のHR活動・部活動など生徒と向き合う時間を確保し個々の 生徒の状況をいち早く察知する
- ③**県「いじめ未然防止プログラム」等を活用し、**講演会やホームルーム活動を通してソーシャルスキルを身につけさせる実践研究を実施する
- ④情報モラル教育を充実し、保護者に対して家庭でのルールづくりと、「スマホ 3 ヶ条」を元にした生 徒主体の適切で安全なインターネットの利用を啓発する機会を設定する
- ⑤自己有用感の育成や基礎学力の向上により自尊感情を培い、自分自身を大切にするとともに、他者 の生き方や人権を尊重する心を育む教育活動を展開する

何よりも、早期発見、早期対応を行うため、上記①~⑤を生かすとともに、教師など大人側だけでなく 生徒相互でも問題意識を持ち、いじめに対しての気づきや解決に取り組める土壌を育てる。 3 指導体制・組織について

①いじめ対応チーム組織を定める。

いじめ対応チーム

<初期対応班>

学年主任、担任、生徒指導部 クラブ顧問、関係教諭

> 校長 教頭

<調査班>

生徒指導部、学年生徒指導係 担任、クラブ顧問

いじめ対応委員会(心のサポート委員会) 校長、教頭、◎生徒指導部長、心のサポート担当 各学年主任、各科長、カウンセリング係、養護教諭 キャンパスカウンセラー

<対応班>

- ・県・市教育委員会他関係機関 (マスコミを含む) 校長、教頭、生徒指導部長
- ・関係生徒・保護者 学年主任、担任、生徒指導部 クラブ顧問
- ・継続指導・経過観察 学年主任、担任、生徒指導部 クラブ顧問

骨会議

・その他校内組織各学年会各科会各部会各教科会クラブ顧問会生徒会

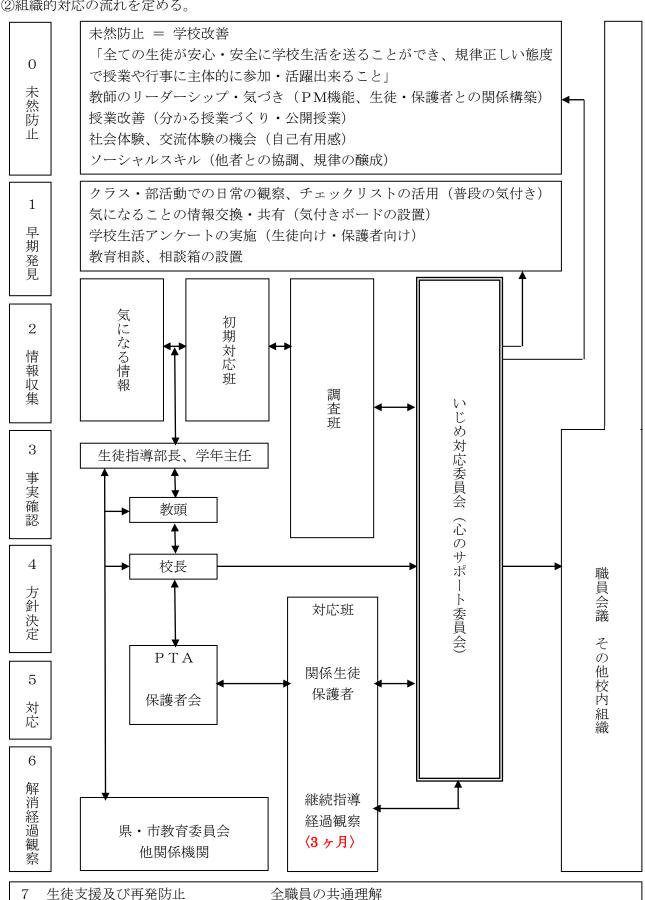
<関係機関>

県・市教育委員会、島内各警察署、兵庫県こども家庭センター洲本分室、洲本市保護司会 洲本市立青少年センター、キャンパスカウンセラー、**心の教育総合センター**

<その他>

学校評議員会、地域自治会、地域住民、関係小中学校

②組織的対応の流れを定める。



③いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを定める。

いじめ未然防止・早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団	
□ 朝いつも誰かの机が曲がっている	□ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
□ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする	□ グループ分けをすると特定の子どもが残る
□ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある	□ あまり交流のない小グループに分かれている
□ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかが	う子どもがいる
□ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつ	けない雰囲気がある
□ 些細なことで冷やかしたりするグループがある	
□ 授業中、教職員に見えないように悪戯をしている	雰囲気がある
いじめられている子	
●日常の行動・表情の様子	
□ わざとらしくはしゃいでいる	□ おどおど、にやにや、にたにたしている
□ いつもみんなの行動を気にし、目立たないように	している
□ 下を向いて視線を合わせようとしない	□ 顔色が悪く、元気がない
□ 早退や一人で下校することが増える	□ 遅刻・欠席が多くなる
□ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる	□ ときどき涙ぐんでいる
□ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、	愛想笑いをしたりする
□ 付き人のように行動するグループに属している	□ 他人の物をよく持たされている
□ 食堂からよく買い出しを頼まれているようである	
●授業中・休み時間	
□ 発言すると友だちから冷やかされる	□ 一人でいることが多い
□ 班編成の時に孤立しがちである	□ 教室へいつも遅れて入ってくる
□ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える	□ 教職員の近くにいたがる
□ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われ	たりする
●清掃時	
□ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている	□ 一人で離れて掃除をしている
●その他	
□ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる	□ 持ち物や机、ロッカーに悪戯をされる
□ 持ち物が壊されたり、隠されたりする	□ 理由もなく成績が突然下がる
□ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す	□ 服に靴の跡がついている
□ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている	□ 手や足にすり傷やあざがある
□ けがの状況と本人が言う理由が一致しない	□ 必要以上のお金を持ち、友だちに奢るなどする
いじめている子	
□ 多くのストレスを抱えている	□ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
□ あからさまに、教職員の機嫌をとる	□ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
□ 教職員によって態度を変える	□ 教職員の指導を素直に受け取れない
□ グループで行動し、他の子どもに指示を出す	□ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
□ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつか	<u>5</u>

④指導計画として以下に定める。

未然防止・早期発見のための指導計画

	職員会議等	未然防止	早期発見
4月	いじめ対応委員会	全校集会	
	(心のサポート委員会)	• 生徒指導部長講話	
	年間指導計画立案	スクールカウンセラー講話	
	\downarrow	職員研修	
	職員研修会	1年生宿泊研修時	
		生徒指導部長講話	
5月	いじめ対応委員会		実態把握
	(心のサポート委員会)		・学校生活アンケート
	・実態把握・対応		
6月			
7月	いじめ対応委員会		実態把握
	(心のサポート委員会)		・学校生活アンケート
	・実態把握・対応		
			個人面談
8月			
9月		職員研修	
10 月			
11 月	いじめ対応委員会		実態把握
	(心のサポート委員会)		・学校生活アンケート
	・実態把握・対応		
12月			
1月			
2 月			
3月	いじめ対応委員会	講演会(外部講師)	実態把握
	(心のサポート委員会)		・学校生活アンケート
	・実態把握・対応		
	・本年度まとめ	次年度入学生に関する各中学校と	
	・次年度への改善・修正	の連絡会	
備考	定期考査時に職員研修	全校集会時に生徒指導部長講話	随時カウンセリング
		講演 (外部講師)	
	公開授業	校内巡回	

定期的に学年会議等で、担任・学年は生徒の日々の様子などいじめにも留意し情報交換を行う。

また、学年生徒指導係と生徒指導部の連携を図り、未然防止と情報交換を行う。

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、即時、情報の収集と記録、いじめの事実確認、情報の共有を行い、組織的にかつ迅速に解決に向けて対応する。

4 重大事態への対応

「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

「生徒・保護者よりいじめが原因で重大事態に至ったという申し立てがある場合」

など重大事態の発生が疑われる情報があった場合には、

「情報の収集と記録」、「事実の確認」、「情報の共有」

を行い、校長の判断のもとに、適切に対応する。

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを 発揮し学校が主体となり関係専門機関等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

5. その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めなければならない。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開すると共に、様々な機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

(平成 29 年 4 月一部改訂) (平成 29 年 9 月一部追加)